

厚生労働省群馬労働局発表
令和7年1月15日

令和7年1月15日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 五十嵐 勇樹
監察監督官 相澤 敏和
(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

建設現場に対する労働災害防止対策の徹底を要請しました

～県内の事業者団体及び工事発注機関に対し要請～

群馬労働局（局長 うえの やすひろ 上野 康博）は、建設業における労働災害防止の徹底を図るため、令和6年12月1日～12月14日に実施した、県内の建設現場に対する一斉監督指導結果（令和6年12月27日プレスリリース）を踏まえ、県内の事業者団体に対し、労働災害防止対策の徹底を要請するとともに、工事発注機関に対し、適正な工期設定や安全な建設工事のための適切な安全衛生経費の確保などについて、本日付けで別添1及び別添2のとおり要請を行いましたので、公表します。

【事業者団体あて】

- 要請先 : 県内5事業者団体
- 主な要請内容 :
 - 1 高さ2メートル以上の箇所における作業床・手すり等の設置等、墜落・転落災害防止のための措置を徹底すること。
 - 2 車両系建設機械等を用いた作業については、あらかじめ作業計画を定め、建設機械の転落防止等を講じるとともに、接触のおそれのある場所への立入禁止や逸走防止措置等、車両系建設機械に係る危険防止のための措置を徹底すること。
 - 3 安全な作業通路・昇降設備の確保、手持ち式グラインダーの研削といしへの覆い等の設置、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。

【工事発注機関あて】

- 要請先 : 公共工事発注の39機関及び経済4団体
- 主な要請内容 :
 - 1 労働安全衛生法等の法令（以下「法令」という。）の遵守が図られるよう、工事の発注内容を点検するとともに、工事受注業者に対し、法令の遵守徹底を指示すること。
 - 2 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、適正な工期を設定すること。
 - 3 「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、安全な建設工事のために適切な安全衛生経費を確保すること。

<参考：一斉監督指導結果>

- 1 実施期間 令和6年12月1日～12月14日
- 2 実施数 148現場
- 3 違反数 73現場 (49.3%) (昨年比+1.7%)

《主要違反事項》

墜落災害の防止に関する違反	30現場 (20.3%) (昨年比△1.5%)
建設機械災害の防止に関する違反	29現場 (19.6%) (昨年比+2.7%)

《使用停止等命令》

労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等	11現場 (7.4%) (昨年比△0.7%)
--------------------	------------------------

(添付資料)

- 1 事業者団体あて要請文【別添1】
- 2 工事発注機関あて要請文【別添2】
- 3 令和6年12月27日付けプレスリリース「北関東3労働局（茨城、栃木、群馬）による建設現場に対する一斉監督の実施結果について」【別添3】
- 4 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」
- 5 「建設業法令遵守ガイドライン」

業界団体の長・災害防止団体の長 殿

群馬労働局長

令和 6 年度北関東 3 労働局による建設現場に対する一斉監督の
実施結果について（要請）

日頃から、労働行政の運営につきまして御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当局では、令和 6 年 12 月 1 日から 12 月 14 日までの間、管内の労働基準
監督署において建設現場に対する一斉監督を実施し、先般、その結果を公表したところ
です（別添 1 記者発表資料参照）。

この一斉監督においては、148 現場のうち 73 現場（49.3%、前年比+1.7%）に
おいて何らかの労働安全衛生法違反が認められ、そのうち急迫した危険があるとして
使用停止命令等の行政処分を行ったものが 11 現場と、安全衛生管理に一定の問題が
認められる結果となりました。

つきましては、労働災害の防止の徹底を図るため、貴支部におかれましても、
会員事業場に対して下記事項に関する指導を実施するなどの取組について、要請します。

また、国、県、市町村等行政関係発注機関に対して、別添 2（記者発表資料の添付
は省略。）により要請を行っております。

記

- 1 会員事業場及び関係請負人が、労働安全衛生法令等を遵守するため、安全衛生
管理の状況を確認し、問題が認められた場合には、自主的な改善が図られるよう
指導すること。
- 2 高さ 2 メートル以上の箇所における作業床・手すり等の設置、足場における
手すりや中さん等の設置や作業開始前の異常の有無の点検、作業床の設置が困難な
とき等における墜落制止用器具の使用等、墜落・転落災害防止のための措置を徹底
すること。
- 3 車両系建設機械等を用いた作業については、あらかじめ作業計画を定め、建設機械
の転落防止等を講じるとともに、接触のおそれのある場所への立入禁止、運転者が
運転位置から離れる際におけるバケット等の作業装置を地上に下ろすことや逸走
防止措置等、車両系建設機械に係る危険防止のための措置を徹底すること。
- 4 安全な作業通路・昇降設備の確保、手持ち式グラインダーの研削といしへの覆い
等の設置、足場の組立て等作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項の作業場の
見やすい箇所への掲示等による関係労働者への周知、金属アーク溶接等作業に従事
する労働者に有効な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。

各 発注機関の長 殿

群馬労働局長

令和 6 年度北関東 3 労働局による建設現場に対する一斉監督の
実施結果について（要請）

日頃から、労働行政の運営につきまして御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、令和 6 年 12 月 1 日から 12 月 14 日までの間、管内の労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施し、先般、その結果を公表したところです（別添 1 記者発表資料参照）。

この一斉監督においては、148 現場のうち 73 現場（49.3%、前年比+1.7%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、そのうち急迫した危険があるとして使用停止命令等の行政処分を行ったものが 11 現場と、安全衛生管理に一定の問題が認められる結果となりました。

つきましては、工事発注部署や検査部署等に対して、下記の事項について御指示いただくなどの取組に御協力いただきますよう、要請いたします。

記

- 1 労働安全衛生法等の法令（以下「法令」という。）の遵守が図られるよう、工事の発注内容を点検すること。
- 2 工事受注業者に対し、法令の遵守徹底を指示すること。
- 3 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成 30 年 7 月 2 日改訂）（別添 2 参照。）に基づき、適正な工期を設定すること。
- 4 「建設業法令遵守ガイドライン」（令和 6 年 12 月改訂）（別添 3 参照。）に基づき、安全な建設工事のために適切な安全衛生経費を確保すること。

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年12月27日

令和6年12月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 五十嵐 勇樹
監察監督官 相澤 敏和
(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

北関東3労働局（茨城、栃木、群馬）による建設現場 に対する一斉監督の実施結果について

～群馬局では148の現場に対し一斉監督を実施、49.3%の現場で法令違反～

北関東3労働局では、年末の建設業における労働災害防止の徹底を図るため、県内の各建設現場に対する一斉監督を実施しました。

群馬労働局（局長 上野 康博）における実施結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要（群馬局）】

- 1 実施期間 令和6年12月1日～12月14日
- 2 実施数 148現場
- 3 違反数 73現場（49.3%）（昨年比+1.7%）
《主要違反事項》
墜落災害の防止に関する違反 30現場（20.3%）（昨年比△1.5%）
建設機械災害の防止に関する違反 29現場（19.6%）（昨年比+2.7%）
《使用停止等命令》
労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等 11現場（7.4%）（昨年比△0.7%）

今回の監督結果を踏まえ、建設現場における労働安全衛生法の遵守が図られるよう、事業者団体や公共工事発注機関に対し、労働災害の未然防止について協力を依頼する予定としています。

※ 他局の監督実施状況は以下のとおりです。【別添2参照】

茨城局 監督（160現場） 違反（75現場） 違反率（46.9%）
栃木局 監督（93現場） 違反（54現場） 違反率（58.1%）

群馬労働局における建設現場に対する一斉監督結果（詳細）

1 工事種別ごとの法違反状況

（ ） 昨年度

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施工事現場数	58 (46)	80 (57)	10 (21)	148 (124)
違反工事現場数	25 (24)	42 (28)	6 (7)	73 (59)
違反率	43.1% (52.2%)	52.5% (49.1%)	60.0% (33.3%)	49.3% (47.6%)
墜落災害の防止に関する違反	8	18	4	30
違反率	13.8%	22.5%	40.0%	20.3%
建設機械災害の防止に関する違反	15	13	1	29
違反率	25.9%	16.3%	10.0%	19.6%
使用停止等命令書交付現場数	3	6	2	11
違反率	5.2%	7.5%	20.0%	7.4%

2 発注者別法違反の状況

（ ） 違反率

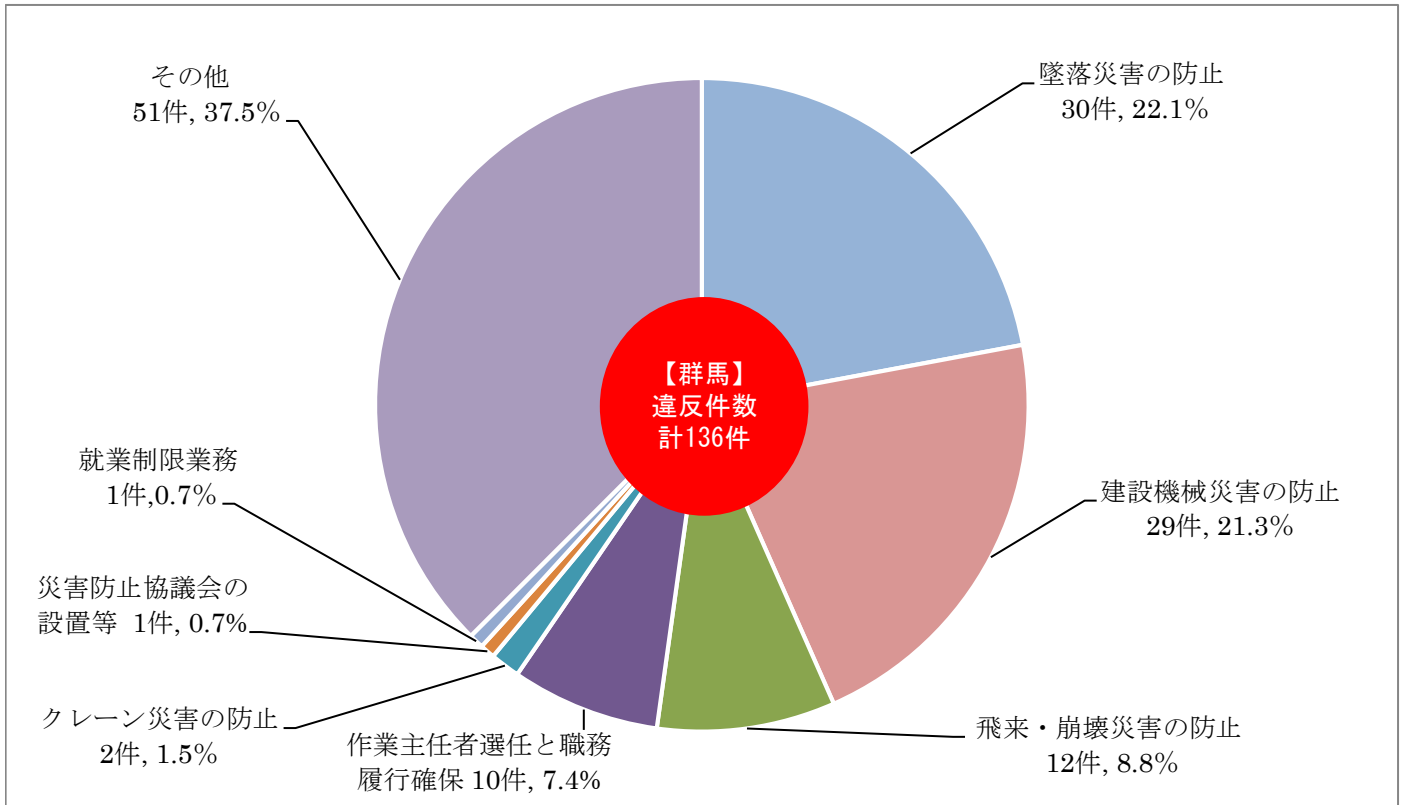
	土木工事	建築工事	その他工事	合計
公共工事	53	26	6	85
違反工事現場数	21 (39.6%)	15 (57.7%)	3 (50.0%)	39 (45.9%)
使用停止等処分現場数	3	3	1	7
民間工事	5	54	4	63
違反工事現場数	4 (80.0%)	27 (50.0%)	3 (75.0%)	34 (54.0%)
使用停止等処分現場数	0	3	1	4

3 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 30 件 (22.1%) と最も多く、次に、建設機械災害の防止に関する違反 29 件 (21.3%)、そのほか、飛来・崩壊災害の防止に関する違反 12 件 (8.8%)、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反が 10 件 (7.4%) の順となっています (グラフ参照)。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。



4 具体的な違反事例【別添1参照】

【具体的な違反事例】

1 墜落災害の防止※

- ・ 建築中建物の高さが2メートル以上の箇所で作業を行わせるに際し、足場を組み立てる等により作業床を設けていなかったもの。
- ・ 足場の高さ2メートル以上の箇所に、交さ筋かい等墜落防止用の設備が設けられていない部分があったもの。
- ・ 建築中建物の高さ2メートル以上の作業床の端に、囲い、手すり等の墜落防止用の設備が講じられていない箇所があったもの。
- ・ 墜落による危険のおそれのある箇所で、足場等を設けることが困難な作業を行わせるに際し、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなどの墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- ・ その日の作業を開始する前に、足場用墜落防止設備の異常の有無に関する点検を行っていなかったもの。

※ 労働安全衛生法により、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として作業床の設置や手すりや囲い等を設ける必要があり、また、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落危険防止措置を講じる必要があります。

2 建設機械災害の防止

- ・ ドラグ・ショベル※等の車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、車両系建設機械の運行経路や作業の方法について関係労働者に周知させていなかったもの。
- ・ クレーン機能付きドラグ・ショベルについて、クレーンモードに切り替えることなく、荷のつり上げ作業を行わせていたもの。
- ・ ドラグ・ショベルの運転者が運転位置から離れる際に、バケットを地上に下さず上げたままにしているものや、エンジンを止め、かつ、走行ブレーキをかけるなどの逸走防止措置を講じさせていなかったもの。

※ 主に地面を掘削するために用いる建設機械

3 その他

- ・ 安全な作業通路、昇降設備が設けられていなかったもの。
- ・ 手持ち式グラインダーの研削といしに、覆い等を設けていなかったもの。
- ・ 足場の組立て等作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させていなかったもの。
- ・ 金属アーク溶接等作業に従事させる際に、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させていなかったもの。

4 使用停止等命令（行政処分）

- ・ 墜落防止措置のない高さ2メートル以上の箇所に対する立入禁止、墜落防止設備を設けるよう求めること等。

北関東3労働局（茨城、栃木、群馬）による建設現場に対する一斉監督結果

1 令和6年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	160	93	148	401
うち違反工事現場数(違反率%)	75 46.9%	54 58.1%	73 49.3%	202 50.4%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	13 8.1%	11 11.8%	11 7.4%	35 8.7%

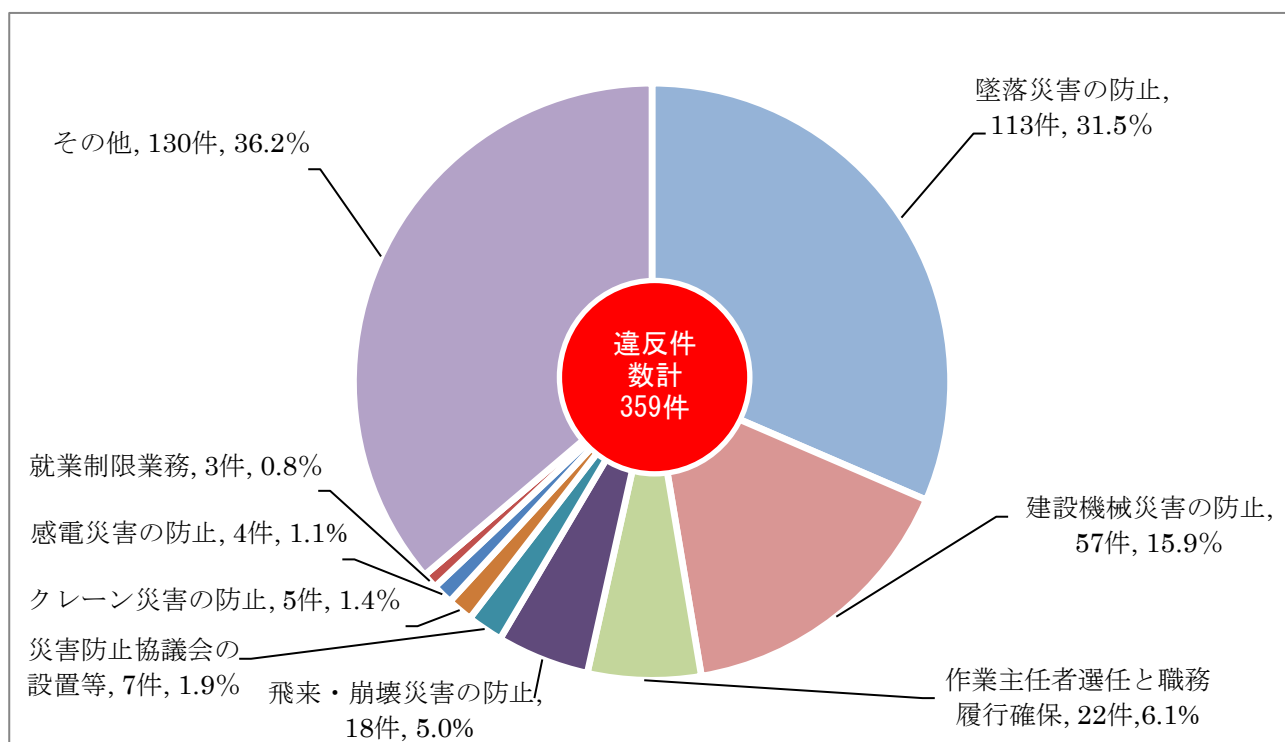
2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、**墜落災害の防止に関する違反が113件（31.5%）**と最も多く、以下、**建設機械災害の防止に関する違反57件（15.9%）**、**作業主任者選任と職務履行確保に関する違反22件（6.1%）**、**飛来・崩壊災害の防止18件（5.0%）**、の順で多くなっています（グラフ参照）。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。

グラフ 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果（主要違反事項別）



建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法 (H31.4.1施行) に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したものの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日 (週休2日等)
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関(コンストラクション・マネジメント企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂 －

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

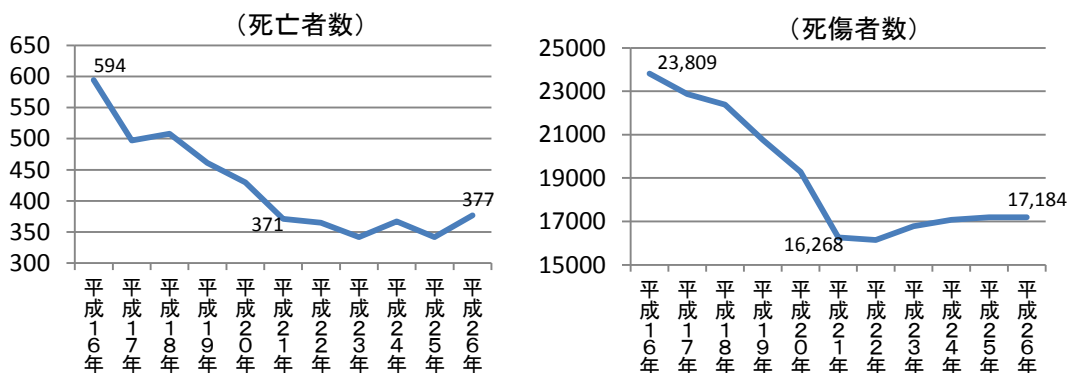
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

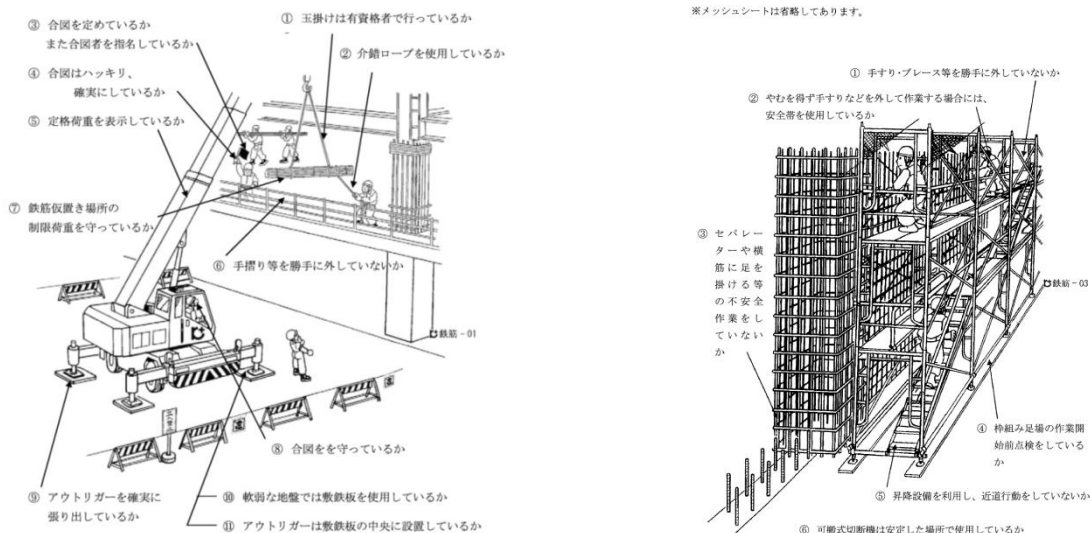
2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(駆体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない**労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

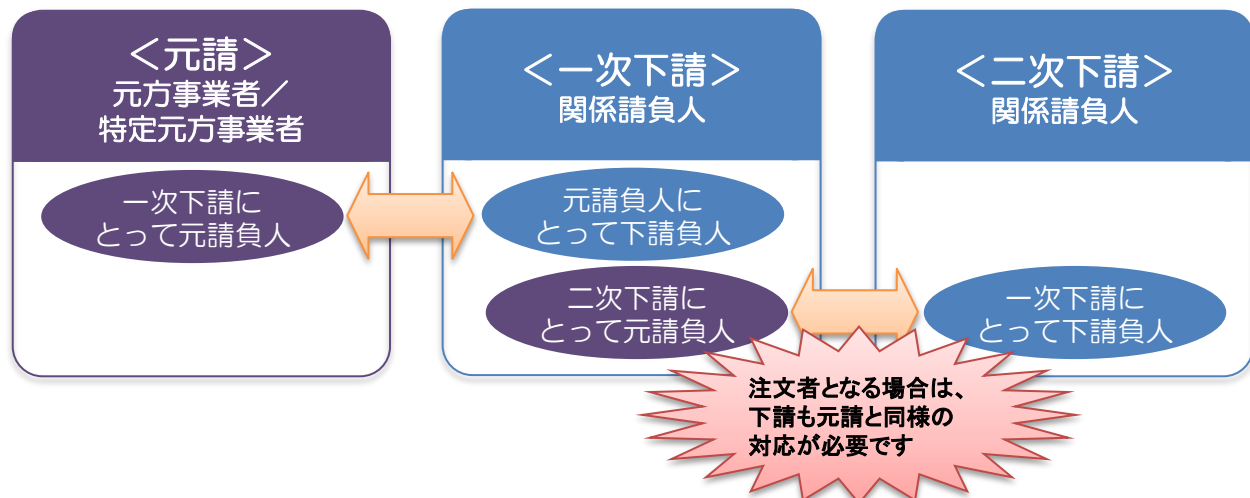
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf